

7. 就業が決定しましたら求人された方及び関係雇用主から別表の手数料表に基づき、紹介手数料を申し受けます。但し、求職者の自己都合により1年未満の退職時には、紹介手数料の50%を限度に返戻しをいたします。尚、期間の定めのある雇用契約の紹介者の場合にも、その紹介手数料の50%を限度に返戻しをいたします。